

## 公立大学法人の年度計画及び年度評価の廃止について

### 1．現行制度の概要

#### 地方独立行政法人法

- ・公立大学法人は毎事業年度の開始前に、その事業年度の業務運営に関する計画（年度計画）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。（第27条）
- ・公立大学法人は、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価（年度評価）を受けなければならない。（第78条の2）

### 2．法改正の経緯

国立大学法人については、令和3年の国立大学法人法の改正により、年度計画の作成及び年度評価を廃止している。国は、令和4年の地方公共団体からの地方分権提案を受け、公立大学法人についても、当該業務により大学のリソースを教育の質の向上や地域貢献に資する取組に十分に振り向けられない一方、制度的に業務運営の透明性や説明責任は担保されているという理由から、国立大学法人法と同様、年度計画の作成及び年度評価を廃止することとなった。

### 3．法改正の施行時期と今後の評価委員会の開催について

#### （1）施行予定

令和5年3月閣議決定後、通常国会会期の5月末に公布・施行の予定

施行日において今回の改正により必要となる指標が設けられている中期計画については、翌年度の年度計画及び年度評価から廃止する。

必要となる指標とは、「教育研究の質の向上に関する目標」及び「業務運営及び効率化に関する目標」を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標をいう。

#### （2）評価委員会の開催予定

科技大については、上記に基づき、令和6年度の年度計画作成、令和6年度に実施する年度評価（令和5年度分評価）から廃止となる。

- ・ R 5：4年度評価・4年目終了時評価
- ・ R 6：第2期中期計画の審議 以降、年度評価は廃止
- ・ R 7：6年目終了時評価 第2期中期計画開始
- ・ R 8：
- ・ R 9：法律上、評価委員会開催の必要はありませんが、毎年度、大学の中期目標の進捗状況の報告を受ける機会を設ける予定です。
- ・ R 10：
- ・ R 11：第2期中期計画の4年目終了時評価